

表2-26 大気汚染防止法に基づくばい煙・粉じん発生施設の設置状況

(1) ばい煙

区分	1	2	3	4			5	6	7	8	9	10	11	12	13
	ボ イ ラ ー	ガス 発 生 炉 ・ 加 熱 炉	燃 焼 炉 ・ 焼 結 炉 等	溶 融 爐	転 平	金 属 溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	加 熱 炉	融 融 再 生 塔 ・ 燃 焼 爐	燃 成 炉 ・ 海 陸 爐	灰 応 炉 ・ 塵 火 炉	乾 燥 爐	電 気 炉	電 気 炉	蒸 餾 機 ・ 粉 じ ん 集 塵 機 等
大阪府	2076 (2156)	(10)	(8)	(3)	(4)		(120)	(375)	(20)		(50)	(14)	(101)	(14)	(82 (55))
堺市	613 ((278))	1	10	1	3		49	223	30	6	33	8	85 ((11))	4	38 ((24))
岸和田市	113 (32)						6	38			1	17		2	6 (3)
豊中市	192 ((138))						1	24			3	19			11 ((9))
池田市	182 (82)						10				6	21			5 (5)
吹田市	281 ((211))						6	9			7	4			14 ((9))
東大阪市	133 (11)							15			2	14		3	2
高槻市	176 ((80))						6	11			7	7	28 ((11))		11 ((7))
貝塚市	60 (15)						3	12			10	5 (1)			7 (8)
守口市	103 (32)							4			2	11			7 (5)
枚方市	381 ((127))			1			47	65			10	1	21 ((11))	9	18 ((7))
茨木市	191 (117)						3	5			4	74 (1)			14 (10)
八尾市	166 (47)						24	58				1	21 (3)		9 (5)
東佐野市	116 (20)						3	10			10	2	6 (2)		6 (4)
富田林市	61 (45)						1	1				5			2 (2)
寝屋川市	124 (61)						3	3			2	28			5 (5)
河内長野市	41 (28)						7	10						2	1 (1)
松原市	54 (31)						1	4			2	5			8 (7)
大東市	75 (23)						2	9			1	3			2 (2)
和泉市	53 (20)											13			5 (5)
箕面市	73 (59)											2			3 (2)
柏原市	77 (14)						8	13				4			7 (3)
羽曳野市	43 (32)						4	4				2	1		8 (7)
門真市	96 (34)											11			6 (3)
摂津市	85 (30)							4			2	6	6		12 (8)
高石市	87 (32)							4	46	2		1	7	3	2 (1)
藤井寺市	34 (12)							3				1			1
東大阪市	404 ((256))						29	112			6	4	38	1	12 ((12))
泉南市	55 (22)						2	4			1		3 (1)		2 (1)
西條町	19 (14)							1					1		2 (2)
交野市	34 (15)						1	15			4	1	1	2	1 (1)
大塚狭山市	40 (15)							6			1				2 (2)
島本町	29 (18)		1				2	7				2			2 (2)
豊能町															
籠勢町	3 (3)														3 (3)
志岡町	54 (8)						1					10			12 (9)
兼取町	30 (11)											5			3 (3)
田尻町	8														4 (4)
御町	17 (9)						5	2				9	1	1	1 (1)
阪南町	14 (8)							5							2 (2)
太子町	4 (4)														
河原町	7 (7)														
千早赤阪村	5 (2)														
美原町	50 (4)						3	16			5	3	1	2	
合 計	7309 (4183)	11	17	4	8		347	1080	96	8	156	65	574 (11)	42	335 (287)

(注) 1. ()内は取合責任市分である。
 2. ()内は事業場における設置数で内訳である。
 3. 電気事業法及びガス事業法に係るものを含む。

(2) 粉 じ ん

(平成元年3月31日現在)

種 類 市町村名	1	2	3	4	5	合 計	工 場 ・ 事 業 場 数
	コ ー ク ス 炉	鉱 堆 物 又 は 積 土 石 の 場	ベ及コ ル ト び ン コバ ンケベ ベッ アトア	破 摩 砕 機 砕 及 び 機	ふ る い		
大 阪 市	8〔8〕	75〔75〕	376〔376〕	48〔48〕	40〔40〕	547〔547〕	58〔58〕
堺 市	3	34	558〔12〕	44〔3〕	51〔1〕	691〔16〕	21〔2〕
岸 和 田 市		5	30		1	36	7
豊 中 市			4			4	3
吹 田 市		1	1			2	2
泉 大 津 市		9	16	5	1	31	6
高 槻 市		5	62	29	18	114	7
貝 塚 市		2	1	1		4	2
枚 方 市		1	6	3	3	13	3
茨 木 市		3	48	15	15	81	10
八 尾 市		1	3			4	2
泉 佐 野 市		10	10			20	4
河 内 長 野 市		1	5	2		8	4
松 原 市			2			2	1
大 東 市		1	6			7	2
和 泉 市		3	27	9	10	49	3
箕 面 市		8	52	12	13	85	6
柏 原 市			3	3	2	8	2
羽 曳 野 市			11	4	4	19	3
門 真 市			1	1		2	2
摂 津 市		5	1			6	3
高 石 市		2	11	1		14	5
東 大 阪 市		3	6	1		10	5
泉 南 市			14	7	5	26	2
四 條 畷 市			8	1		9	1
能 勢 町			2	1		3	1
阪 南 町		1	14	7	1	23	3
河 南 町			8	1	2	11	1
合 計	11〔8〕	170〔75〕	1287〔388〕	195〔51〕	166〔41〕	1829〔583〕	169〔60〕

(注) 1. [] 内は政令委任市分で内数である。

2. ガス事業法に係るものを含む。